

特定商取引法違反の訪問販売事業者と その代表取締役に対する行政処分について

県は、令和7年3月25日付で、給湯管新設工事などの訪問販売事業者である株式会社イトケン（福岡市東区）に対して、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）に基づき、業務停止命令（3か月）及び違反行為の是正等を指示するとともに、事業者の代表取締役に対して、業務禁止命令（3か月）を行いました。

なお、本件は、県と九州経済産業局が連携して調査を行い、同局も同日付で行政処分を行っています。

1 事業者の概要

- (1) 名 称：株式会社イトケン（法人番号 6290001103065）
- (2) 本店所在地：福岡市東区松田二丁目9番21号
- (3) 代 表 者：代表取締役 笹尾 伸司（ささお しんじ）
- (4) 設 立：令和5年9月14日
- (5) 資 本 金：500万円
- (6) 取 引 類 型：訪問販売
- (7) 役 務：給湯管新設工事に係る役務など

2 特定商取引法に違反する行為

役務提供契約の解除に関する事項につき不実のこと※を告げる行為（特定商取引法第6条第1項）

※ クーリング・オフ制度適用外であること

3 行政処分の概要

- (1) 株式会社イトケンに対する行政処分の概要…別紙1のとおり
- (2) 笹尾伸司に対する行政処分の概要…別紙2のとおり

〈参考〉福岡県内の消費生活センター等に寄せられた株式会社イトケンに関する相談状況
446件（令和5年11月以降） 平均年齢80.6歳

株式会社イトケンに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社イトケン（以下「イトケン」という。）は、営業所等以外の場所である消費者宅において、給湯管新設工事に係る役務（以下「本件役務」という。）を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）を締結して本件役務を提供していることから、イトケンが行う本件役務の提供は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

（1）業務停止命令（特定商取引法第8条第1項）

イトケンは、令和7年3月26日（命令の日の翌日）から令和7年6月25日（命令の日の翌日から起算して3か月後の日の前日）までの間、訪問販売に関する業務のうち、以下のアからウまでの事項を停止すること。

- ア イトケンが行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ イトケンが行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ イトケンが行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

（2）指示（特定商取引法第7条第1項）

イトケンは、特定商取引法第6条第1項の規定により禁止される役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、イトケンは、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これをイトケンの役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の原因となる事実

イトケンは、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、県は、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

○役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第6条第1項）

イトケンは、少なくとも令和6年3月に、消費者Aに対し、訪問販売に関する本件役務提供契約の解除を妨げるため、実際には、本件役務の提供が訪問販売に該当し、本件役務提供契約はクーリング・オフをすることができるものであるにもかかわらず、消費者Aから本件役務提供契約の解除手続の対応を委託されていた者（消費生活相談員B）に対し、「1年間内の2度目の契約は解約できない」など、あたかも、本件役務提供契約はクーリング・オフをすることができないものであるかのように告げた。

笹尾伸司に対する行政処分の概要

1 名宛人

笹尾 伸司（ささお しんじ）（以下「笹尾」という。）

2 処分の内容

○業務禁止命令（特定商取引法第8条の2第1項）

笹尾が、令和7年3月26日（命令の日の翌日）から令和7年6月25日（命令の日の翌日から起算して3か月後の日の前日）までの間、以下の（1）から（3）までの事項の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

- （1）特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- （2）訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- （3）訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の原因となる事実

- （1）別紙1のとおり、株式会社イトケン（以下「イトケン」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、イトケンが行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- （2）笹尾は、イトケンの代表取締役（特定商取引法第8条の2第1項第1号に規定する役員）であり、かつ、イトケンが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

処分の根拠となる法令

1 特定商取引に関する法律

(禁止行為)

第六条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

一～四 (略)

五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項（第九条第一項から第七項までの規定に関する事項（第二十六条第二項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合にあっては、当該各項の規定に関する事項を含む。）を含む。）

六～七 (略)

(指示等)

第七条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項、第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項若しくは第六条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一～五 (略)

2 主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(販売業者等に対する業務の停止等)

第八条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項、第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項若しくは第六条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、二年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあっては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）となることの禁止を併せて命ずることができる。

2 (略)

3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(役員等に対する業務の禁止等)

第八条の二 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に対して前条第一項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による訪問販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前一年以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者

二 当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつた者

2 (略)

3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(都道府県が処理する事務)

第六十八条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 特定商取引に関する法律施行令

(都道府県が処理する事務)

第四十二条 法第七条から第八条の二まで、第三十八条から第三十九条の二まで、第四十六条から第四十七条の二まで、第五十六条から第五十七条の二まで及び第五十八条の十二から第五十八条の十三の二までに規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第六条の二、第三十四条の二、第三十六条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第五十二条の二、第五十四条の二、第六十六条第一項から第四項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者の業務（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引若しくは訪問購入に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から

要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

2～3 （略）

4 訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引及び訪問購入に係る取引に関する法第六十条に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者の業務（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

5～8 （略）

3 特定商取引に関する法律施行規則

（法第八条の二第一項の主務省令で定める者）

第二十一条 法第八条の二第一項の主務省令で定める者は、法第八条第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。